

新型コロナウイルス感染症の支援対策

〈個人への支援対策〉

◎子育て世帯への臨時特別給付金

国の生活支援対策として、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯に対して給付金を支給します。

■支給対象者

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している方

■対象児童

児童手当の令和2年4月分の対象者となる児童

※ただし、同年3月分の児童手当の対象となっている児童であれば、4月から新高校1年生となっている場合なども対象となります。

■給付額

対象児童1人につき1万円

■支給時期

6月中旬頃

■支給方法

令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当を受給している口座に振り込みます。

■申請方法

申請不要

※役場から給付金に関するご案内を送付しますが、給付を希望されない方については、辞退の提出をお願いします。

福祉保健課子育て支援係
☎ 77-3914

◎子育て世帯生活応援特別給付金(芝山町独自)

児童手当の令和2年4月分の対象となる児童および令和2年4月生まれの児童1人につき1万円を児童手当振込指定口座へ支給しました。

◎福祉保健課子育て支援係

☎ 77-3914

◎個人向け緊急小口資金等の特別貸付

休業や失業によって生活資金が必要となった方々に資金を貸し付けます。

◎芝山町社会福祉協議会

☎ 78-0850

〈事業者への支援対策〉

◎各種融資制度の相談

セーフティネット保証4・5号関係、危機関連保証などの融資制度の相談を受け付けています。

◎産業振興課産業振興係

☎ 77-3918

◎持続化給付金(国の支援対策)

事業の継続のために必要となる資金を給付します。

◎持続化給付金事業コールセンター

☎ 0120-1115-570

◎千葉県中小企業再建支援金

休業要請などに応じた事業者に対して支援金を給付します。

◎千葉県中小企業再建支援金相談センター

☎ 0570-044-4894

〈その他について〉

◎徴収猶予制度の特例

町税を納期限までに納税することが困難な場合、現行の猶予制

度を緩和する特例制度が設けられました。この特例制度は、担保の提供が不要で延滞金が免除となります。(対象期間の事業に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少し、一時に納税を行うことが困難である方が対象)

◎町民税務課課税係

☎ 77-3916

◎法人町民税の申告・納付期限の延長

期限までに申告・納付を行うことが困難であり、法人税(国税)または法人県民税(県税)において申告期限延長の申請を行っている場合、法人町民税の申告・納付期限を延長します。

◎町民税務課課税係

☎ 77-3915

引き続き感染拡大防止の徹底にご協力ください!

「不要不急の外出を避ける行動」を心掛けましょう

「3つの密を避ける行動」を心掛けましょう

「手洗い・うがいの徹底」をしましょう

「マスクの着用・咳エチケット」を心掛けましょう

「体調管理・適度な運動」を意識しましょう

第4回 芝山町議会臨時会

総務課 行政係 ☎77・3901

5月11日、令和2年第4回芝山町議会臨時会が開催され、上程された議案1件は可決されました。

■主な内容■

令和2年度芝山町一般会計
補正予算(第2号)
(議案第1号)

今回の補正は、主に国施策による特別定額給付金事業および子育て世帯への臨時特別給付金事業、また、子育て世帯生活応援特別給付金事業等に関連するもので、歳入については国庫支出金および繰越金を増額しようにするものである。歳出については、総務管理費、児童福祉費等を増額しようとするものである。

■補正前の額

5,081,742千円

■補正額

745,639千円

■補正後の額

5,827,381千円

■補正の主な内容

歳入	補正額(千円)	歳出	補正額(千円)
国庫支出金(特別定額給付金給付事業費補助金)	721,100	総務管理費(広報新聞折込印刷製本・郵便・手数料)	1,252
国庫支出金(特別定額給付金給付事務費補助金)	6,327	総務管理費(特別定額給付金事業消耗品・印刷製本・郵便・手数料)	2,380
国庫支出金(子育て世帯臨時特別給付金給付事業費補助金)	7,490	総務管理費(特別定額給付金システム改修委託料)	2,442
国庫支出金(子育て世帯臨時特別給付金給付事務費補助金)	1,884	総務管理費(特別定額給付金)	721,100
繰越金(前年度繰越金)	8,838	児童福祉費(子育て世帯への臨時特別給付金事業等印刷製本・郵便・手数料)	363
		児童福祉費(福祉総合システム(臨時特別給付金対応)改修委託料)	1,408
		児童福祉費(子育て世帯への臨時特別給付金)	7,490
		児童福祉費(子育て世帯生活応援特別給付金)	7,490

新型コロナウイルス感染症に関して、次の症状などがある方はご相談ください

- ・息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱などの強い症状のいずれかがある場合
- ・重症化しやすい方(高齢者、糖尿病や呼吸器疾患などの基礎疾患がある方、透析を受けている方など)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
- ・発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合

○**帰国者・接触者相談センター**
山武健康福祉センター(山武保健所)
☎0475-54-0611

平日午前9時～午後5時まで

○**その他の電話相談窓口**

千葉県電話相談窓口(コールセンター)
☎0570-2000613

24時間対応(土・日、祝日も)